

自殺をめぐる問題

だれ じさつ お こ しゃかい じつげん む
 ～誰もが自殺に追い込まれない社会の実現に向けて～

1 自殺と人権侵害

自殺について正しく知ること

自殺はその多くが、複数の要因が重なって追い込まれた結果であると言われています。「自殺するのはこちらの弱い人」「身勝手な行動」といった自殺への誤った認識は、「死」しかないと追い詰められた気持ちになっている人をさらに追い詰めたり、亡くなってしまった人の身近な人や遺族等が、身近な人・大切な人を亡くしたつらさに加えて、打ち明けられない苦しみを負ってしまうことにつながりかねません。

自殺は何ごともなかった人にある日突然起こるのではなく、生きていく上でのさまざまな困難に加え、サポートを得られない中で、つらさや孤立感、反対に周囲へ負担をかけている感覚が増していく中で起こります。自殺以外の解決手段がないと思ったり、この世にいない方がよいとの考えが強まったりするなど、考え方の視野が狭くなってしまうことがあります。この状態はうつ状態、うつ病などによって起こることもあります。

身近な人の変化に気づく

相談して迷惑をかけたくない、あるいは調子を崩したり悩みを抱えることが恥ずかしいなどの思いから、困りごとや悩み、不調を隠してしまうこともあります。ある人は家族に心配をかけまいと、何とかいつもどおりに出勤しているかもしれません。ある人は「ダメな人」と思われるのではないかと上司に打ち明けられずにいるかもしれません。悩みを打ち明けるには勇気や気力が必要だったり、深刻になるほど打ち明けにくくなることもあります。

例えば、家族だけで、あるいは勤め先の上司だけで、困りごとや不調、死を考える程のつらい気持ちに気づくことは難しいかもしれません。人によって、人間関係や状況によって、相談できたりできなかったり、なんとか隠せたり、逆に隠し切れなかったりもします。

身近な人の変化に、「いつもと違うかな？」と気づいたら、「どうしたの？」など声を掛けてみてください。何でもないかもしれませんが、大したことではないかもしれませんが、その声を掛け合う関係が、本当に困った時の力になります。困りごとや不調に早めに気づいて声をかけること、周囲の人がサポートすることが大切です。

■ 問合せ先

健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター

TEL 044-200-3197 FAX 044-200-3974

2 川崎市の取組について

違いや多様性を認め、排除せずお互いを活かし合う人権尊重の理念が、相談しやすい環境、困った時に助け合える関係性に、そして、自殺について正しく知ることにより、誰もが自殺に追い込まれない社会づくりにつながります。

川崎市では、「川崎市自殺対策の推進に関する条例」に基づき、自殺対策を総合的に推進するための「川崎市自殺対策総合推進計画」を定め、自殺についての正しい認識を伝える広報事業、身近な人が悩みや困りごとを抱えた時の対応に関する講演や研修（ゲートキーパー講座）、困りごとを抱えた人やその相談に乗った人も相談できる窓口の設置、各種相談窓口の連携、相談や支援に当たる人材の養成などを行っています。



川崎市自殺対策推進キャラクター 「うさっぴー」

自殺を防ぐゲートキーパー（ゴールキーパー）です。
 うさぎの大きな耳で、悩みをよく聴きます。
 こころ（ハート）を受け止めます。
 みんなの幸せ（happy）を考えています。



ご相談はこちらへ

～ひとりで悩まないで、いっしょに考えよう～

■ 川崎市こころの電話相談

匿名で相談できます。
 身近な人のことについても相談できます。

044-246-6742
 毎日 9:00～21:00
 ※年末年始は 9:00～17:00

■ 川崎いのちの電話

思い悩んだとき、困ったとき、
 あなたの話を耳を澄まします。

044-733-4343
 365日 24時間

■ 自殺予防いのちの電話

0120-783-556

毎日 16:00～21:00
 毎月 10日 8:00～翌日 8:00
 ※フリーダイヤル、無料です。

～身近な人を自死で亡くした方へ～

■ ほっとライン（相談用電話）

身近な人を亡くして感じる気持ちを誰にも話すことができず、
 辛い思いをされることはありませんか？匿名で相談できます。

044-966-9951
 第2・4木曜日 12:00～16:00

■ かわさき こもれびの会（自死遺族の集い）

2か月に1回（原則 奇数月第1木曜日）
 開催日、会場はお問い合わせください。

044-201-3242

※亡くなった方々や遺族等身近な人の心情に配慮し、
 ここでは、遺族等身近な人に関連する表現について
 「自殺」ではなく「自死」という言葉を用いています。

固有の歴史・文化を持つ人々の人権

～さまざまな市民の権利の尊重と差別の撤廃～

1 アイヌの人々について

アイヌの人々はどんな差別を受けてきたの？

アイヌの人々は、北海道を中心とする地域に住む先住民族で、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）など、独自の豊かな文化を育んできました。

しかし、近世以降の同化政策によって、土地を奪われ、狩猟やアイヌ語の使用が禁止されたため、アイヌの人々は独自の文化や生活基盤を失ってきました。

今も差別を受けているの？

日本国憲法では、国民は法の下に平等であって差別されないとされていますが、アイヌ民族であることだけを理由に、就職時に不採用とされる、結婚に反対されるといった差別や偏見が依然として存在しています。

2 知っていますか？ 川崎と沖縄のつながり

川崎の沖縄芸能のルーツは？

川崎の沖縄芸能は、長い歴史を持っています。大正の初め頃、今の川崎区富士見1丁目に富士瓦斯紡績株式会社川崎工場がつけられました。働き手として若い女性を全国から募集したところ、最も多かったのが沖縄から来た人たちでした。その後、沖縄から彼女たちの親類縁者が川崎に移り住み、故郷をしのぶ沖縄芸能がしばしば行われたのが、川崎における沖縄芸能のルーツとなっています。

戦後、川崎市は、占領下の沖縄では伝統文化の保存継承が困難であると考え、川崎の沖縄芸能の保存継承を神奈川県に働きかけ、県は昭和29(1954)年、川崎の沖縄芸能を県の無形文化財(※)に指定しました。川崎の沖縄芸能はその後人々に引き継がれ、現在に至るまで盛んに公演が行われており、多くの人々に親しまれています。

※神奈川県文化財保護条例の改正に伴い、昭和51(1976)年には県指定無形民俗文化財となっている。

■ 問合せ先

市民文化局 人権・男女共同参画室（人権・同和・平和担当）

TEL 044-200-2316 FAX 044-200-3914

3 川崎市の取組について

川崎市では、どんな取組をしているの？

アイヌ民族の伝統文化を復活させ、民族としての誇りを取り戻すため、国では、明治32(1899)年に公布された「北海道旧土人保護法」を廃止するとともに、「**アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律**」が平成9(1997)年に施行されました。その後、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会で採択されたことを受け、「**アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議**」を国会で採択しました。国が設置した「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書では、国には先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき責任があるとしています。

また、アイヌ民族の文化を振興、啓発する施策によって、アイヌが誇りを持って生活し、和人（アイヌ以外の日本人）と共生する社会の実現を目指す「**アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律**」が平成31(2019)年に施行されました。

川崎市では、さまざまな固有の歴史・文化・伝統等を持つ人の権利を保障し、尊厳と理解を深めるための取組を行っています。

また、平成8(1996)年に、川崎市は沖縄県那覇市と友好都市となり、さまざまな交流事業を行ってきました。



樹皮衣（アフルシ）

小刀（マキリ）

公益財団法人アイヌ民族文化財団提供

アイヌ文化について 知りたいときは…

◎アイヌ文化交流センター

（公益財団法人アイヌ民族文化財団が運営）

【所在地】東京都台東区元浅草3-7-1
住友不動産上野御徒町ビル3階

【開館時間】10:00～18:00

【休館日】日、月（祝日除く）、祝日の翌日、年末年始

*首都圏に居住するアイヌの人々の交流活動やアイヌ文化の伝承活動などを支援。アイヌ関連図書の閲覧や映像・音声資料の視聴ができ、アイヌ文化公開講座を開催



沖縄の文化について 知りたいときは…

◎川崎沖縄県人会館

044-233-8584

【所在地】川崎区中島2-3-3
（JR川崎駅からバス「中島交番前」）

【開館時間】電話にてお問い合わせください。

*川崎での沖縄芸能文化伝承の拠点。川崎沖縄県人会の事務局が置かれ、沖縄の伝統舞踊や音楽の講座を開催しているほか、充実した沖縄関連の歴史資料が揃う。

*県人会館には常駐者はありません。電話が繋がらない場合は、メールでご連絡ください。
kenjinkaokinawa@gmail.com



ご相談はこちらへ

■ 横浜地方法務局川崎支局 044-244-4166（詳細はP.47参照）

犯罪被害者の人権

～さまざまな市民の権利の尊重と差別の撤廃～



犯罪被害者の人権について

「犯罪被害者」とは？

犯罪被害者とは「犯罪の被害に遭われた方」をいいますが、「**犯罪被害者等基本法**」では、犯罪被害者の家族又は遺族も含め「**犯罪被害者等**」と定めています。

犯罪被害者やその家族の方々が置かれている現状は？

ある日突然犯罪に巻き込まれ、尊い命を落とし、心や体に傷を負い、あるいは最愛の家族を失うだけでなく、周囲の心ない対応による精神的被害など、さまざまな問題に直面しています。

川崎市では、どんな取組をしているの？

「川崎市犯罪被害者等支援条例」を制定し、情報の提供及び助言等を総合的に行うために「**犯罪被害者等支援相談窓口**」に専門の相談員を配置するとともに、県や警察等関係機関と連携を図りながら、犯罪被害者等に特化した支援を行っています。



ご相談はこちらへ

■ 市民文化局 地域安全推進課

犯罪被害者等支援相談窓口

044-200-2305

FAX 044-200-3869

電話・面接相談 月～金 9:00～17:00

(祝日・年末年始を除く)

(面接相談は予約制、オンライン可)

相談フォーム

川崎市HPの相談フォーム

から送信



■ 横浜地方法務局川崎支局

常設相談所（電話・面接相談）

044-244-4166

(詳細は P.45 参照)

■ かながわ犯罪被害者サポートステーション

相談専用電話 **045-311-4727**

所在地 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2

かながわ県民センター 14 階

電話相談 月～土 9:00～17:00

(祝日・年末年始・かながわ県民センターの休館日除く)

面接相談（予約制）月～土 9:00～17:00

(祝日・年末年始・かながわ県民センターの休館日除く)

■ 神奈川県弁護士会 犯罪被害者支援センター

無料電話相談

045-211-7724

火・金 13:00～16:00(祝日・年末年始除く)

■ かながわ性犯罪・

性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」

#8891(通話料無料)

または **045-322-7379**

性犯罪・性暴力被害に関して、24時間、どなたでも、性別を問わず、匿名で相談できます。

■ 問合せ先

市民文化局 地域安全推進課

TEL 044-200-2284 FAX 044-200-3869

人権・男女共同参画室（人権・同和・平和担当）

TEL 044-200-2316 FAX 044-200-3914

インターネットによる人権侵害

～さまざまな市民の権利の尊重と差別の撤廃～



インターネットによる人権侵害について

インターネット上でどんなことが起きているの？

インターネットは、現在の私たちの生活に有用な情報メディアですが、この環境の中では、自分の名前や顔を知られることなく発言できるため、面と向かっては言えないような悪口を平気で掲示板などに書き込むケースが多く見られます。これらの内容は、だれでも簡単に得ることができるため、すぐに広まってしまいます。事実無根の誹謗中傷、他人に知られたくない事実が書き込まれると、不特定多数の人々の目にさらされて尊厳を傷つけられ、社会的評価をおとしめられるなど、回復困難な重大な損害を被る危険があります。

インターネットを悪用した人権侵害をなくするために

インターネット上で自分の名誉が毀損されるなど権利を侵害された場合、被害者は、「**情報流通プラットフォーム対処法**」により、プラットフォーム事業者等に対し、人権侵害情報の発信者（掲示板等）に書き込んだ人）の情報の開示を請求したり、人権侵害情報の削除を要請したりすることができるようになっていきます。削除要請しても、プラットフォーム事業者等が応じない、削除する代わりに何らかの要求をしてくるなど、個人で解決できない場合は行政機関の窓口でご相談ください。

また、川崎市教育委員会では、インターネット上のいじめトラブルに関する児童生徒や保護者からの相談に対応する窓口もあります。



ご相談はこちらへ

■ 横浜地方法務局川崎支局 常設相談所（電話・面接相談）

044-244-4166

(詳細は P.47 参照)

■ 川崎市総合教育センター（溝口相談室）

電話相談 **044-844-3700**

月～金 9:00～16:30(祝日・年末年始除く)

メールによる相談 <https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000027223.html>

(メールのお返事は時間がかかることがあります)

■ 問合せ先

市民文化局 人権・男女共同参画室（人権・同和・平和担当）

TEL 044-200-2316 FAX 044-200-3914

川崎市総合教育センター 情報・視聴覚センター

TEL 044-844-3711 FAX 044-844-3651

さいがい ひ がいしゃ じんけん じんしんとりひき ひ がいしゃ じんけん 災害被害者の人権／人身取引被害者の人権



災害被害者の人権について

災害にあわれた方が安心して生活できるよう取組を進めます

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所の事故により、多くの方々が避難生活を強いられ、さまざまな事情をもつ被災者への支援や配慮などが改めて認識されることになりました。

「川崎市地域防災計画」に基づき、地震や台風などにより災害に遭われた方々が安心して生活できるよう、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮した避難所運営や、災害時要援護者への避難支援に取り組むほか、災害の犠牲になる可能性の高い子ども、高齢者、障害者、外国人市民等に対し、自主防災組織、地域住民、企業等、地域の共助により支援していく体制の整備を進めています。

■ 問合せ先

危機管理本部危機管理部 TEL 044-200-1432 FAX 044-200-3972



人身取引被害者の人権について

「人身取引」とは？

他人に売春をさせて搾取することや強制的な労働をさせることなどを目的として、暴力、脅迫、誘拐、詐欺、弱い立場の悪用などの手段を用いて人を採用・運搬・移送するなどの行為をいいます。基本的人権の侵害に当たり、人道的観点からも深刻な問題であり、その撲滅と被害者の保護に向けた対策が求められています。被害者はすぐ近くにいるかもしれません。



ご相談はこちらへ（人身取引被害にあったら・見かけたら）

■ 東京出入国在留管理局横浜支局総務課

0570-045259

月～金 9:00～16:00

（祝日・年末年始除く）

*被害者らしい人を見かけたり、助けを求めてきたら、最寄りの警察署や出入国在留管理局へご連絡ください。

■ 横浜地方法務局川崎支局

044-244-4166（詳細はP.47参照）

■ 問合せ先

市民文化局 人権・男女共同参画室（男女共同参画担当）

TEL 044-200-2300 FAX 044-200-3914

けい お しゅっしょ ひと じんけん 刑を終えて出所した人の人権

～さまざまな市民の権利の尊重と差別の撤廃～



刑を終えて出所した人の人権について

刑を終えて出所した人の社会復帰には地域社会の理解と協力が必要不可欠です。

人が罪を犯した場合、法律の定められた刑罰にしたがって一定の刑に服することになりますが、刑を終えて出所した人はその後社会に復帰します。

しかし、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見は根深いものがあり、就職等に際しての差別の問題のほか、悪意のあるうわさの流布など、社会復帰を妨げる人権侵害が起きています。こうした人の社会復帰を促進し、再犯を防止するためには、本人の強い更生意欲と併せて、周りの人々の理解と協力が必要不可欠です。

「立ち直り」のために、どんな取組がされているの？

犯罪や非行に陥った人が通常の社会生活を送りながら健全な社会の一員として立ち直るための支援制度として、国とボランティアとが力を合わせて指導・援助する「更生保護制度」があります。

刑を終えて出所した人の立ち直りの支援が、保護観察所などの国の機関をはじめ、保護司、更生保護女性会、BBS会（Big Brothers and Sisters Movement）、協力雇用主、更生保護施設等の民間協力者によって行われています。

● BBS会（Big Brothers and Sisters Movement）って何？

「兄」や「姉」のような身近な存在として、少年たちとレクリエーション活動をしたり、悩みの相談に乗ったり、学習支援を行うなど“同じ目の高さ”で接しながら、少年たちが健やかに成長するための支援をする青年ボランティア団体です。

非行をした少年等の「ともだち」となってその自立を支援する「ともだち活動」、「健全育成活動」、「広報・啓発活動」、「自己研鑽活動」の4つを基本的な柱として実践活動を行っており、約4,000人の会員が活動しています。



ご相談はこちらへ

■ 横浜地方法務局川崎支局 常設相談所（電話・面接相談）

044-244-4166（詳細はP.47参照）

■ 問合せ先

市民文化局 人権・男女共同参画室（人権・同和・平和担当）

TEL 044-200-2316 FAX 044-200-3914

貧困と経済格差の拡大による人権侵害

ひんこん けいざいかく さ かくだい じんけんしんがいの
 しゃかいけいざいじょうせい へん か じんけんもんだい
 ～社会経済情勢の変化による人権問題～



貧困と経済格差が広がると、人権侵害につながるの？

厳しい経済情勢の下で、仕事を失う、収入源を奪われて住むところまで失う、働いても最低限度の生活ができる収入すら得られない、いわゆる「ワーキングプア」の状態に陥るなど、生活に困窮している人たちがいます。厚生労働省が発表した「国民生活基礎調査」によると、令和3（2021）年の日本の相対的貧困率は、15.4%となっており、およそ6.5人に1人が貧困状況にある計算となっています。

人権は、人間の生命や自由・平等を保障し、私たち一人ひとりの日常生活を根本から支えている大切な権利です。憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を貧困等により奪われることは人権侵害に当たり、対応が急がれます。



ご相談はこちらへ

■ 川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）

失業などの経済的な相談、うつや人間関係がうまくいかないなどの精神的な相談、家賃を滞納しているなど住まいの相談、収支が合わないなど家計の相談、多重債務を抱えているなど法律の相談といったさまざまな課題を抱え生活にお困りの方を支援する、無料の相談窓口です。相談できるのは、川崎市に居住しており、失業などで生活にお困りの方で、生活保護を受けていない方です。

044-245-5120

FAX 044-245-0710

月～金 10:00～18:00

（祝日・年末年始除く）



■ 川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ

ひとり親家庭等の生活の安定や自立を支援しています。生活・就業相談、情報の提供、生活・就業支援講習会のほか、弁護士による法律相談を受け付けています。

044-733-1166

FAX 044-733-8934

火、木、土、日 9:00～17:00

水、金 9:00～21:00

（月曜日、月曜日が祝日の場合の翌日、第2・第4日曜日、祝日・年末年始除く）

■ 川崎市就学援助制度

児童生徒の市立小・中学校等への就学に当たり、経済的な理由でお困りの方に対して、新入学準備金、学用品費、修学旅行費など必要な費用を援助する制度を設けています。

教育委員会事務局総務部学事課

044-200-3736

FAX 044-200-3950

■ 問合せ先

市民文化局 人権・男女共同参画室（人権・同和・平和担当）

TEL 044-200-2316 FAX 044-200-3914



ご相談はこちらへ

■ 労働相談

社会保険労務士による労働相談

0120-110-225 ※一部予約制

月～金 9:00～17:00（祝日・年末年始除く）

※詳細は川崎市ホームページをご確認ください。

■ 就職相談

川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」

044-811-6088

予約（初回利用含む）

月～金 9:00～17:00

問合せ

月～土 9:00～17:00（火は20:00まで）

（いずれも、祝日・年末年始除く）

■ 経済や生活の問題について

神奈川県弁護士会 川崎法律相談センター

044-223-1149

月・水・金 9:30～20:00

火・木・日・祝 9:30～17:00

土 13:00～17:00

（年末年始除く）

法テラス川崎

0570-078309

※IP電話利用の方は **050-3383-5366**

月～金 9:00～17:00（祝日・年末年始除く）

川崎市クレジット・サラ金相談

044-200-0180

予約受付 月～金 8:00～17:00

（祝日・年末年始除く）

■ 生活保護・低所得世帯への貸し付けについて

川崎区役所保護第1課（川崎福祉事務所）

044-201-3218

幸区役所保護課（幸福福祉事務所）

044-556-6723

中原区役所保護課（中原福祉事務所）

044-744-3184

高津区役所保護第1課（高津福祉事務所）

044-861-3375

宮前区役所保護課（宮前福祉事務所）

044-856-3241

多摩区役所保護第1課（多摩福祉事務所）

044-935-3289

麻生区役所保護課（麻生福祉事務所）

044-965-5345

月～金 8:30～12:00 13:00～17:00（祝日・年末年始除く）

■ 職場や仕事について

神奈川産業保健総合支援センター

045-410-1160

月～金 14:00～17:00（祝日・年末年始除く）

かながわ労働センター川崎支所

044-833-3141

月～金 9:00～12:00 13:00～17:00

（祝日・年末年始除く）

神奈川県司法書士会 常設相談

045-662-9133

水 13:00～16:00（祝日・年末年始除く）

■ 家庭や人間関係について

▶児童虐待の相談・通告について

川崎市児童虐待防止センター

電話・FAX **0120-874-124**

365日24時間

▶育児の悩み、児童・青少年からの問い合わせ

児童・青少年電話相談

044-542-1567

月～金 9:00～20:00（祝日・年末年始除く）

▶ひきこもりについて

ひきこもり相談

川崎市ひきこもり地域支援センター

044-223-6826

月・火・木～土 10:00～19:00

（祝日・年末年始除く）

▶女性のための総合相談

（ハロー・ウィメンズ110番）

（詳細はP.17参照）

044-811-8600

日 12:00～17:00

月～木 10:00～15:00

金 15:00～20:00

（土・祝日・年末年始除く）

▶高齢者の介護について

お住まいの地域の地域包括支援センター

（詳細はP.19参照）

■ 消費生活相談について

川崎市消費者行政センター相談窓口

044-200-3030

月～金 9:00～16:00

（金曜日は電話相談のみ19:00まで受付、
 面接相談は12:00～14:00を除く）

土 10:00～16:00

（土曜日は電話相談のみ受付）

※祝日・年末年始除く

※面接相談は要予約

かわさき し じんけん

川崎市人権オンブズパーソン

こ けんり しんがい だんじょうどう じんけん しんがい
 ～子どもの権利の侵害や男女平等にかかわる人権の侵害について～

川崎市人権オンブズパーソンとは

川崎市人権オンブズパーソンは、「川崎市人権オンブズパーソン条例」に基づき、子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権の侵害について、簡易に安心して相談や救済の申立てができる制度です。

相談を受けたときは、相談者に寄り添いながら、問題が解決できるよう助言や支援を行います。また、救済の申立てを受けたときは、必要に応じて調査や調整を行います。

どのような相談や救済の申立てができるの？

子どもに関わるいじめ、虐待、体罰、学校や施設などの対応の問題、配偶者等からの暴力(DV)・セクハラ・性差別などについての相談や救済の申立てができます。

相談は、電話による受付が主ですが、書面(手紙など)や市ホームページのフォームでも申込みができます。相談は匿名でもできますが、救済の申立ては、原則として書面の提出が必要です。まずは、電話でご相談ください。ただし、3年を経過している場合や市の区域外で生じた場合などは、原則として調査を行いません。

秘密は守られ、費用は無料ですので、安心してご相談ください。

相談日・時間 月・水・金 13:00～19:00、土 9:00～15:00 祝日・年末年始除く
・子どもの権利の侵害 子どもあんしんダイヤル **0120-813-887** (子ども専用／無料)
 電話 **044-200-1460** (おとな用)
・男女平等にかかわる人権の侵害 電話 **044-200-1461**



子ども相談カード

■ 問い合わせ先

市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当

TEL 044-200-1462 FAX 044-245-8281

くに そうだん きゅうさい まどぐち 国などの相談・救済窓口

じんけんしんがい こま しんばい
 ～さまざまな人権侵害や困りごと、心配ごとについて～

皆さんの毎日の生活の中で、「これは人権問題ではないだろうか?」と感じたり、「法律上どのようなになるのだろうか?」と思い悩むことがあるかと思います。

1 横浜地方法務局川崎支局

法務省の人権擁護機関である法務局では、職員や人権擁護委員が人権に関するご相談をお受けしています。区役所でも人権擁護委員がご相談をお受けしています。相談は無料で、難しい手続きは何もありません。相談の内容についての秘密は厳守します。

救済手続を開始し、調査を行った場合、調査結果に基づき、人権侵害が認められるかどうかを判断し、必要に応じて次の措置を講じています。

- 援助** 関係機関への紹介、法律上の助言等を行います。
- 調整** 当事者間の関係調整を行います。
- 説示・勧告** 人権侵害を行った者に対して改善を求めます。
- 要請** 実効的対応ができる者に対し、必要な措置をとるよう求めます。
- 通告** 関係行政機関に情報提供し、措置の発動を求めます。
- 告発** 刑事訴訟法の規定により、告発を行います。
- 啓発** 事件の関係者や地域に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行います。

☎ ご相談はこちらへ

■ 横浜地方法務局川崎支局

常設相談所

044-244-4166

電話相談・面接相談

月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始除く)

*月・水・金の10:00～16:00は人権擁護委員が相談に応じます。

■ 横浜地方法務局(人権擁護課)

インターネットによる相談(24時間受付)

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

■ 区役所での人権相談

面接相談(予約不要)

●川崎区役所 第2火曜日

●幸区役所 第3木曜日

●中原区役所 第2木曜日

●高津区役所 第1火曜日

●宮前区役所 第3火曜日

●多摩区役所 第4金曜日

●麻生区役所 第3月曜日

いずれも 13:00～16:00(祝日・年末年始除く)

2 神奈川県弁護士会

神奈川県弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士が全員加入している法定団体です。法律相談や、人権侵害の救済などの活動を進めています。

☎ ご相談はこちらへ

■ 神奈川県弁護士会 川崎法律相談センター

044-223-1149 予約受付

月・水・金 9:30～20:00

火・木・日・祝 9:30～17:00

土 13:00～17:00

(年末年始除く)

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例(令和元年12月16日条例第35号)

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進（第3条～第10条）

第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進（第11条～第20条）

第4章 雑則（第21条・第22条）

第5章 罰則（第23条・第24条）

附則

川崎市は、日本国憲法及び日本国が締結した人権に関する諸条約の理念を踏まえ、あらゆる不当な差別の解消に向けて、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する人権施策を、平等と多様性を尊重し、着実に実施してきた。

しかしながら、今なお、不当な差別は依然として存在し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題も生じている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が協力して、不当な差別の解消と人権課題の解決に向けて、人権尊重の理念の普及をより一層推進していく必要がある。

ここに、川崎市は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 不当な差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別をいう。
- （2） 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。以下「法」という。）第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。

第2章 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

（市民及び事業者の責務）

第4条 市民及び事業者は、市の実施する不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第5条 何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

（人権施策推進基本計画）

第6条 市長は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市人権施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 人権に関する施策の基本理念及び基本目標
- （2） 人権に関する基本的施策
- （3） その他人権に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。
（人権教育及び人権啓発）

第7条 市は、不当な差別を解消し、並びに人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第2条に規定する人権教育をいう。）及び人権啓発（同条に規定する人権啓発をいう。）を推進するものとする。
（人権侵害による被害に係る支援）

第8条 市は、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
（情報の収集及び調査研究）

第9条 市は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。
（人権尊重のまちづくり推進協議会）

第10条 第6条第3項に定めるもののほか、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者、関係団体の役職員及び市民のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 第3項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、前項の規定による調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 協議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

10 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

（この章の趣旨）

第11条 市は、法第4条第2項の規定に基づき、市の実情に応じた施策を講ずることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものとする。

（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）

第12条 何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機（携帯用のものを含む。）を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することにより、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。

（1） 本邦外出身者（法第2条に規定する本邦外出身者をいう。以下同じ。）をその居住する地域から退去させることを煽(せん)動し、又は告知するもの

（2） 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの

（3） 本邦外出身者を人以外のものにたとえるなど、著しく侮辱するもの
（勧告）

第13条 市長は、前条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせた者が、再び当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る国又は地域と同一の国又は地域の出身であることを理由とする同条の規定に違反する同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動（以下「同一理由差別的言動」という。）を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による勧告の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(命令)

第14条 市長は、前条第1項の規定による勧告に従わなかった者が、再び同一理由差別的言動を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による命令の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(公表)

第15条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあっては、その代表者又は管理人の氏名
- (2) 命令の内容
- (3) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、前項に規定する川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴いて、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(公の施設の利用許可等の基準)

第16条 市長は、公の施設（市が設置するものに限る。以下同じ。）において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合における公の施設の利用許可及びその取消しの基準その他必要な事項を定めるものとする。

(インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表)

第17条 市長は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する方法による表現活動（他の表現活動の内容を記録した文書、図画、映像等を不特定多数の者による閲覧又は視聴ができる状態に置くことを含む。以下「インターネット表現活動」という。）のうち次に掲げるものが本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 市の区域内で行われたインターネット表現活動

(2) 市の区域外で行われたインターネット表現活動（市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。）で次のいずれかに該当するもの

ア 表現の内容が特定の市民等（市の区域内に住所を有する者、在勤する者、在学する者その他市に関係ある者として規則で定める者をいう。以下同じ。）を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動

イ アに掲げるインターネット表現活動以外のインターネット表現活動であって、市の区域内で行われた本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容を市の区域内に拡散するもの

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の概要及びその拡散を防止するために講じた措置その他規則で定める事項を公表するものとする。ただし、これを公表することにより第11条の趣旨を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

3 前2項の規定による措置及び公表は、市民等の申出又は職権により行うものとする。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による措置及び公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、第2項の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。

(差別防止対策等審査会)

第18条 第13条第2項本文、第14条第2項本文、第15条第2項及び前条第4項に定めるもののほか、不当な差別の解消のために必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市差別防止対策等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

4 第10条第4項から第10項までの規定は、審査会について準用する。

(審査会の調査審議手続)

第19条 審査会は、市長又は第17条第4項の規定により調査審議の対象となっているインターネット表現活動に係る同条第3項の規定による申出を行った市民等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査を行うことができる。

2 審査会は、第13条第2項本文、第14条第2項本文若しくは第15条第2項の規定により調査審議の対象となっている者又は前項のインターネット表現活動を行ったと認められる者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。

3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定による調査を行わせることができる。

(表現の自由等への配慮)

第20条 この章の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第4章 雑則

(報告及び質問)

第21条 市長は、第13条から第15条までの規定の施行に必要な限度において、第12条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、若しくは行わせたと認められる者又は第13条第1項の規定による勧告若しくは第14条第1項の規定による命令に従わなかったと認められる者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第23条 第14条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、500,000円以下の罰金に処する。

第24条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第6条第3項、第10条、第11条及び第16条から第20条までの規定 令和2年4月1日

(2) 第12条から第15条まで、第21条及び第5章の規定 令和2年7月1日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている川崎市人権施策推進基本計画は、第6条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

